

令和 8 年度

学校いじめ防止基本方針 【改定版】

石川県立飯田高等学校

I はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

本校のいじめ防止基本方針は、「いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）」第13条の規定に基づき、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」及び「石川県いじめ防止基本方針」を参酌し、本校におけるいじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処）のための対策を、より実効的に推進するために策定するものである。

II いじめ問題への基本姿勢

いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要である。また、関係機関や地域の力も積極的に取り込むことが必要である。

いじめは、全ての生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。また、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

1 学校を挙げた積極対応

- (1) 学校に校長をトップとするいじめ問題対策チームを常設し、「いじめを見逃さない学校」づくりを推進する。

「いじめ問題対策チーム」を常設し、平時からいじめの問題に備えるとともに、日々の教職員の見守りを通して、小さな芽のうちに摘み取る。

- (2) 特定の教職員で問題を抱え込まず、全教職員が一致協力する組織的な対応を図る。

一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応する。また、関係機関や地域の力も積極的に取り込む。

- (3) 教職員間の共通認識を図るために校内研修を実施する。

いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修を行う。研修は、年間計画に位置づけて実施する。

- (4) 警察や児童相談所などの外部関係機関及び家庭や地域との連携を図り、「風通しのよい学校」づくりを推進する。

関係機関等との連携を深め、積極的に外部の人材の活用を進めるとともに、学校側からも積極的に情報を発信するなど、双方向に「風通しのよい」関係をつくる。

- (5) いじめの問題に組織的に対応し、生徒が安心して学ぶことができる環境を整える。

いじめの問題が発生した場合には、関係教職員による個別案件対応班を組織し、役割分担に沿った迅速で的確な対応を行い、いじめの早期解消を図る。

- (6) 学校評価において、いじめの問題を取り扱う。

学校評価の目的を踏まえて、いじめの実態把握や対応が促されるよう、生徒や地域の状況を十分踏まえた目標を設定し、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価する。また、評価結果を踏まえてその改善に取り組む。

2 平時からの基本姿勢

- (1) いじめは、「どの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」ものであることを、全教職員が十分認識する。

全ての生徒がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして、全員を対象とした事前の働きかけ（未然防止の取組）を行うことが、最も合理的で最も有効な対策であることを認識する。

- (2) 「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、学校教育全体を通じて、生徒一人一人に徹底する。

いじめられている生徒については、学校が徹底して守り通すという姿勢を日頃から示すとともに、いじめている生徒については、警察等との連携も含め、毅然とした対応をとることを示す。

- (3) 生徒一人一人を大切にする意識や、日常的な態度が重要であることを教職員自身が認識する。

教職員の言動が、生徒に大きな影響力を持つことを十分認識し、いやしくも教職員自身が生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長することがないようにする。

- (4) いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気づかないところで、陰湿ないじめが続いていることも少なくないことを認識する。

一場面での指導により解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。

- (5) 定期的な調査だけでなく、必要に応じて、きめ細かな実態把握に努め、情報を全教職員で共有する。

生徒が発するサインを見逃さないよう、生徒の実態に合わせて調査を実施し、全教職員の共通理解のもと、迅速に対応する。

Ⅲ いじめの定義

＜平成25年9月28日施行「いじめ防止対策推進法」より＞

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

1 「けんかやふざけ合い」であっても、見えないところで被害が発生している場合もあることから、背景にある事情を確認し、生徒の感じる被害性を踏まえ、いじめに該当するか否かを適正に判断する。

2 いじめは単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされているものとする。

（1）いじめに係る行為が止んでいること。

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

（2）被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことが認められること。
被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

3 犯罪につながるいじめ

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや生徒の生命、身体、又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。また、「いじめ」という言葉で、その行為が「犯罪」に該当することを見えにくくしている場合があり、生徒に対していじめの行為の中に犯罪に該当する行為があることを指導する。

【いじめの態様】

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる

- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

【犯罪に該当する可能性がある行為について】

- ・同級生の腹を殴ったり蹴ったりする → 「暴行罪」(刑法第 208 条)
- ・顔面を殴打しあごの骨を折るケガを負わせる → 「傷害罪」(刑法第 204 条)
- ・学校に来たら危害を加えると脅す → 「脅迫罪」(刑法第 222 条)
- ・断れば危害を加えると脅し、汚物を口に入れさせる → 「強要罪」(刑法第 223 条)
- ・断れば危害を加えると脅し、現金等を巻き上げる → 「恐喝罪」(刑法第 249 条)
- ・教科書等の所持品を盗む → 「窃盗罪」(刑法第 235 条)
- ・暴行又は脅迫を用いて他人の財物を奪い取る → 「強盗罪」(刑法第 236 条)
- ・自転車を故意に破損させる → 「器物損壊罪」(刑法第 261 条)
- ・校内や地域の掲示板に実名を挙げて、気持ち悪い、うざい、などと悪口を書く
→ 「名誉棄損罪」(刑法第 230 条)、「侮辱罪」(刑法第 231 条)
- ・断れば危害を加えると脅し、性器を触る → 「強制わいせつ罪」(刑法第 176 条)
- ・児童生徒の裸の写真を撮り、インターネット上のサイトに掲載する
→ 「児童ポルノ提供等」(児童買春・児童ポルノ禁止法第 7 条)

Ⅳ いじめ防止等のための組織

1 いじめ問題対策チーム（常設）

（１）目的

学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため中核となる常設の組織をおく。いじめ問題の早期発見・早期対応に向け、平時からいじめ問題に備え、いじめ問題の発見時には、迅速かつ積極的な対応を行う。

（２）構成員

校長、教頭、生徒指導主事、教務主任、保健厚生主事、養護教諭、各学年主任。
必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者など外部専門家を構成員とする。

（３）機能・役割

ア いじめを見逃さない学校づくりの推進

① いじめの未然防止

② いじめの早期発見・事案対処

イ 学校や教職員のいじめ問題への対応力向上

ウ 「学校いじめ防止基本方針」を策定し、取り組みの実施状況を学校の評価項目に位置づけ、いじめの防止等のための取組に係る達成目標を設定

エ 「学校いじめ防止基本方針」を学校のホームページに掲載、その他の方法により、教職員及び生徒・保護者、地域に対し公開し周知

オ 家庭や地域、関係機関との日常的な情報交換による「風通しのよい学校」づくりの推進

カ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、関係機関等と連携したいじめ問題への対応

キ いじめ問題発生時における個別案件対応班の編制と指示

（４）開催

年間３回（４月・９月・１月）、定期開催する。

2 個別案件対応班

(1) 目的

いじめ問題に対し、学級担任の抱え込みや一部教職員の過重負担を回避し、複数教職員による役割分担に沿った適切な対応を行うことで早期解消を図る。

いじめ事案1件ごとに組織することを基本とする。

(2) 構成員

当該生徒の学級担任、部活動顧問等に、いじめ問題対策チームの一部構成員を加えて組織する。いじめ対応アドバイザーを要請した場合には、アドバイザーが加わることもある。

(3) 機能・役割

- ア 事態の情報や進捗状況を、いじめ問題対策チームに報告し指示を仰ぐ
- イ 具体的な対応策の検討と役割分担の明確化
- ウ 役割分担に沿った対応
- エ 対応結果の分析、整理・記録化

V いじめの防止

1 基本的考え方

いじめはどの子供にも起こりうる、どの子供も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、生徒の尊厳が守られ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、全ての教職員が取り組む。

- (1) 生徒が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行う。
- (2) 生徒が、集団の一員としての自覚や自信が育まれることにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土を生徒自らが作り出せるようにする。
- (3) 未然防止の取組について、日常的に生徒の行動の様子、定期的なアンケート調査や生徒の欠席日数などで検証し、どのような改善を行うのか、どのような新たな取組を行うかを定期的に検討し、体系的・計画的に PDCA サイクルに基づく取組を継続する。

2 いじめ防止のための措置

(1) いじめについての共通理解

- ア いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、平素から教職員全員の共通理解を図る。
- イ 生徒に対して、全校集会や学級活動（ホームルーム活動）などで校長や教職員が、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体に醸成する。
- ウ 常日頃から、生徒と教職員がいじめとは何かについて具体的な認識を共有する手段として、何がいじめなのかを具体的に列挙して目につく場所に掲示する。

(2) いじめに向かわない態度・能力の育成

- ア 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、生徒の社会性を育む。
- イ 情報モラル教育や人権に関する教育を推進し、インターネットや携帯電話の利用における人権侵害の行為を防ぐ。
- ウ 幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。

エ 自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していきける力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

(3) いじめが生まれる背景と指導上の注意

ア いじめ加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりを進める。

イ 学級や学年、部活動等の人間関係を把握して一人一人が活躍できる集団づくりを進めていく。また、ストレスを感じた場合でも、それを他人にぶつけるのではなく、運動・スポーツや読書などで発散したり、誰かに相談したりするなど、ストレスに適切に対処できる力を育む。

(4) 自己有用感や自己肯定感を育む

ア ねたみや嫉妬などいじめにつながりやすい感情を減らすために、全ての生徒が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての生徒に提供し、生徒の自己有用感が高められるよう努める。

イ 当該学校の教職員はもとより、家庭や地域の人々などにも協力を求めていくことで、幅広い大人から認められているという思いが得られるよう工夫する。

ウ 自己肯定感を高められるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設ける。

(5) 生徒自らがいじめについて学び、取り組む

ア 生徒自らがいじめの問題について学び、そうした問題を生徒自身が主体的に考え、生徒自身がいじめの防止を訴えるような取組を推進する。

イ 「いじめられる側にも問題がある」「大人に言いつける(チク)ことは卑怯である」「いじめを見ているだけなら問題はない」などの考え方は誤りであることを学ぶ。

ウ 教職員は、全ての生徒がその意義を理解し、主体的に参加できる活動になっているかどうかをチェックするとともに、教職員は陰で支える役割に徹するよう心がける。

Ⅵ いじめの早期発見

1 基本的考え方

- (1) いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識する。たとえ、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。
- (2) 日頃からの生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に生徒の情報交換を行い、情報を共有する。
- (3) 暴力をふるう生徒のグループ内で行われるいじめ等、特定の生徒のグループ内で行われるいじめについては、被害者からの訴えがなかったり、周りの生徒も教職員も見逃しやすかったりするので注意深く対応する。

2 いじめの早期発見のための措置

- (1) 学校は、定期的なアンケート調査や定期的な教育相談の実施等により、いじめの実態把握に取り組むとともに生徒が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。
- (2) 家庭と連携して生徒を見守り、健やかな成長を支援する。
- (3) 生徒及びその保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備するとともに、生徒や保護者の悩みを積極的に受け止められているか、適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検する。
- (4) 保健室や相談室の利用について広く周知する。なお、教育相談等で得た、生徒の個人情報については、対外的な取扱いの方針を明確にし、適切に扱う。
- (5) 休み時間や放課後の雑談の中などで生徒の様子に目を配り、個人ノートや生活ノート等、教職員と生徒の間で日常行われている日記等を活用して交友関係や悩みを把握する。
- (6) 集まったいじめに関する情報は、学校の教職員全体で共有する。

Ⅶ いじめに対する措置

１ 基本的考え方

- (１) 発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。
- (２) 被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。
- (３) 教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

２ いじめの発見・通報を受けたときの対応

- (１) 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- (２) 生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合は、真摯に傾聴する。ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確に関わりを持つ。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
- (３) 発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、学校における「いじめの防止等の対策のための組織」に直ちに情報を共有する。
- (４) 当該組織が中心となり、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任を持って石川県教育委員会に報告するとともに被害・加害生徒の保護者に連絡する。
- (５) いじめる生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、学校はためらうことなく所轄警察署と相談して対処する。
- (６) 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

3 いじめられた生徒又はその保護者への支援

- (1) いじめられた生徒から、事実関係の聴取を行う。その際、いじめられている生徒にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。
- (2) 生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行う。
- (3) 家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。
- (4) いじめられた生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該生徒の見守りを行うなど、いじめられた生徒の安全を確保する。
- (5) いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。いじめられた生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた生徒を別室において指導することとしたり、状況に応じて出席停止制度を活用したりして、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。
- (6) 状況に応じて、心理や福祉等の専門家、教員経験者・警察官経験者など外部専門家の協力を得る。
- (7) いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う。また、事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供する。

4 いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

- (1) いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。
- (2) 事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
- (3) いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。
- (4) 生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行う。

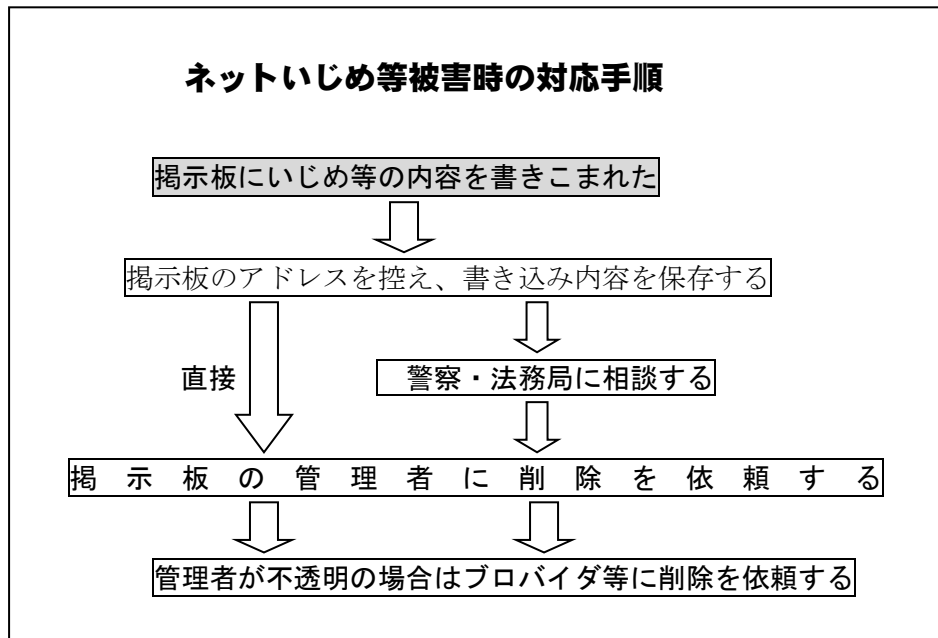
- (5) いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。
- (6) 教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、生徒に対して懲戒を加える場合もある。いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際は、教育的配慮に十分に留意し、いじめた生徒が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

5 いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。また、はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- (2) 学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせる。
- (3) いじめの解決とは、加害生徒による被害生徒に対する謝罪のみで終わるものではなく被害生徒と加害生徒を始めとする他の生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断する。
- (4) 全ての生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進める。

6 ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。
- (2) 名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダは違法な情報発信停止を求めたり、情報を削除したりできるようになっているので、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。
- (3) 措置をとるに当たり、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。
- (4) 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- (5) 早期発見の観点から、学校の設置者等と連携し、学校ネットパトロールを実施することにより、ネット上のトラブルの早期発見に努める。
- (6) 生徒が悩みを抱え込まないよう、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組についても周知する。
- (7) パスワード付きサイトやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者にこれらについての理解を求める。



Ⅷ 重大事態への対応

1 重大事態とは

- (1) いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

いじめを受ける生徒の状況に着目して判断する。例えば、以下のようなケースが想定される。

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

- (2) いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、石川県教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。

- (3) 生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

2 重大事態発生時の報告

重大事態が発生した場合、学校は石川県教育委員会を通じて知事に事態発生について報告する。また、石川県教育委員会から、その事案の調査を行う主体についての連絡、指示を受ける。

3 重大事態への対応

- (1) 学校が調査主体の場合

ア 石川県教育委員会の指導・助言のもと、速やかに、重大事態の調査組織を設置する。

イ 「いじめ問題対策チーム」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加え、調査に当たる。

ウ 組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保する。

エ 質問票の使用その他の適切な方法により、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

- オ 調査の実施に当たっては、いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。その際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- カ 調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしかりと向き合おうとする姿勢を保つ。
- キ 学校で先行して調査している場合でも、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。

(2) 石川県教育委員会が調査主体の場合

- ア 石川県教育委員会の下に、速やかに公平・中立な「いじめ問題調査組織」を設置する。
- イ 質問票の使用その他の適切な方法により、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。
- ウ 学校は石川県教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査に協力する。

4 調査結果の提供及び報告

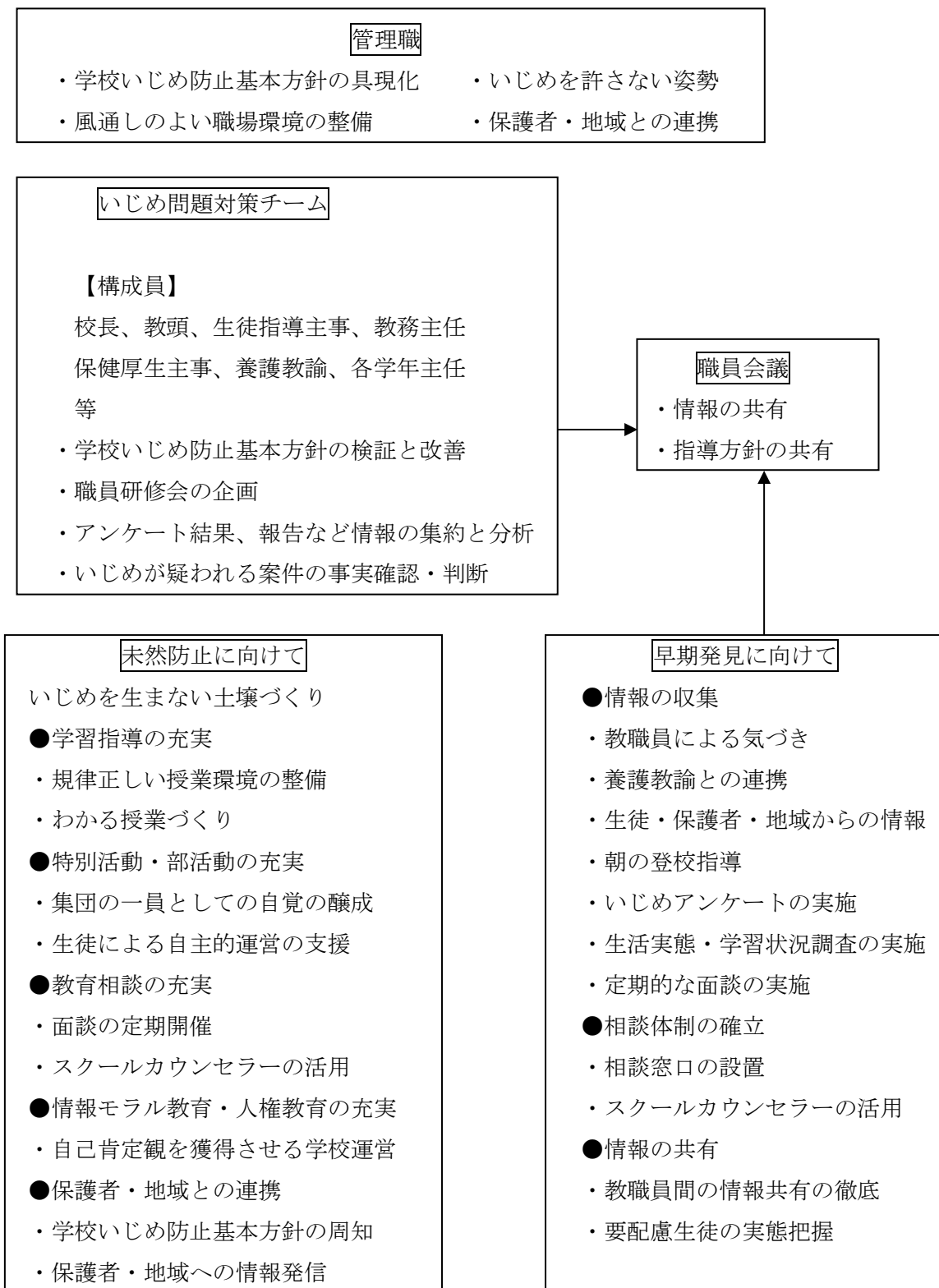
- (1) 石川県教育委員又は学校は、いじめを受けた生徒及びその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供する。
情報の提供に当たっては、関係者の個人情報に十分配慮する。
- (2) アンケート結果は、いじめられた生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する。
- (3) 学校に係る調査結果については、石川県教育委員会を通じて知事に報告する。いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

5 記録の保存

- (1) 調査により把握した情報の記録は、石川県、石川県教育委員会の文書管理規則に基づき適切に保存する。
- (2) 個別の重大事態の調査に係る記録は、指導要録の保存期間に合わせて、少なくとも5年間保存する。

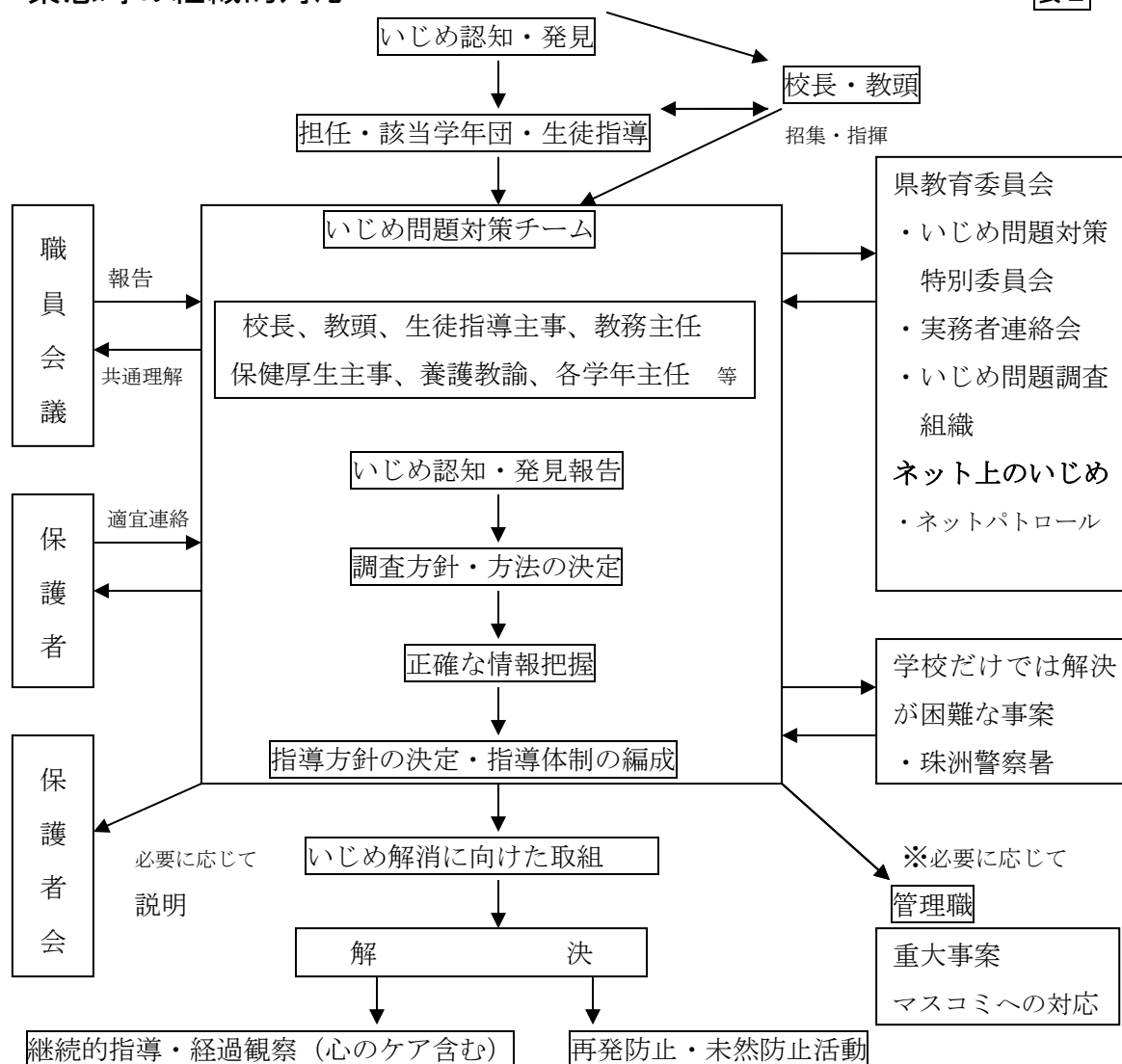
日常の指導体制

表 1



緊急時の組織的対応

表 2



【対応にあたって留意すること】

- 被害者やいじめを知らせた生徒を守り通すために、事実確認にあたっては慎重な配慮をする。
 - ・いじめを発見した時は、直ちに当事者双方および周囲の生徒から、個別に複数名の教職員で事実関係を聞き取り、記録する。
 - ・必要に応じて、全校生徒または当該学年生徒対象にアンケートを実施する。
- 双方の保護者に事実関係を伝えたうえで、学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。また、いじめた生徒の保護者には、毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- 双方の保護者と関係職員が連携して関係改善を図るとともに、周囲の生徒への指導も継続する。

早期発見のためのチェックリスト

表3

★いじめられている生徒	
<日常の行動・表情の様子>	
☐ わざとらしくはしゃいでいる	☐ おどおど、にやにやしている
☐ 下を向いて視線を合わせようとしない	☐ 顔色が悪く、元気がない
☐ 早退や1人で下校することが増える	☐ 遅刻・欠席が多くなる
☐ 体調不良を訴えて保健室へ行ききたがる	☐ ときどき涙ぐんでいる
☐ いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている。	
☐ 友達に悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする。	
<授業中・休み時間>	
☐ 発言すると他の生徒から冷やかされる	☐ 1人でいることが多い
☐ 班編成の時に孤立しがちである	☐ 教室へいつも遅れて入ってくる
☐ 学習意欲が減退し、忘れ物が増える	☐ 教職員の近くにいたがる
☐ 教職員がほめると冷やかされたり、陰口をいわれたりする	
<昼食時>	
☐ 食事の量が減ったり食べなかったりする	☐ 食べ物にいたずらされる
☐ 教室で1人離れて食べている	☐ 弁当を無断で食べられたりする
<清掃時>	
☐ いつも雑巾がけやゴミ捨ての当番になっている	☐ 1人で離れて掃除している
<その他>	
☐ トイレなどに個人を中傷する落書きがある	☐ 持ち物・机などに落書きされる
☐ 持ち物が壊されたり、隠されたりする	☐ 理由もなく突然成績が下がる
☐ 部活動を休みがちとなり、やめると言い出す	☐ 手や足にすり傷がある
☐ けがの状況と本人が言う理由が一致しない	☐ 必要以上のお金を持ち、友達におごるなどする
★いじている生徒	
☐ 多くのストレスを抱えている	☐ 家や学校で悪者扱いされていると思っている
☐ あからさまに教職員の機嫌をとる	☐ 特定の子どものみに強い仲間意識をもつ
☐ 教職員によって態度を変える	☐ 教職員の指導を素直に受け入れない
☐ グループで行動し、他の生徒に指示を出す	☐ 他の生徒に威嚇する表情をする
☐ 活発に活動するが他の生徒にきつい言葉をつかう	☐ 言葉の中に差別意識が見られる
☐ 教師が近づくと、集団が黙り込む	☐ 教師が近づくと、集団が分散する